

保健第162号
令和2年8月11日

県立学校長 殿

岡山県教育庁保健体育課長
岡山県教育庁生涯学習課長
(公 印 省 略)

部活動等における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃から、新型コロナウイルス感染症対策については、適切に御対応いただき感謝申し上げます。

このたび他県において、部活動及び寮で生活を共にする高校生に、新型コロナウイルス感染症の大規模な集団感染が発生しました。

各校におかれましては、文部科学省から令和2年8月6日付け、事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～

(改訂)」(以下、「学校の新しい生活様式」という。)の「第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について」「第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」を参考にし、再度、次の対応をはじめ、感染防止対策の周知と指導の徹底をよろしくお願いします。

記

1 部活動の対外試合等

対外試合等については、令和2年6月15日付け、保字第29号「県立学校における部活動の対外試合等の再開について」【別添：資料1】で通知しているところですが、再度、各部活動の意義や目的に照らすとともに、日々変化する感染状況に御留意いただき、実施や参加の必要性と安全性等を判断し、実施する場合は、改めて感染症対策に万全を期してください。

併せて「学校の新しい生活様式 第3章2.部活動」【別添：資料2】、「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校 及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&A (5月21日時点)」【別添：資料3】も参考にしてください。

2 学校の寄宿舎における感染症対策

学校の寄宿舎における感染症対策については、各施設で徹底していただいているところですが、登校前の健康観察等をはじめ、居室等の換気、食事時における対策などこれまでの感染症対策を再度徹底して行ってください。

また、一般社団法人日本旅館協会によって作成された「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」(令和2年5月14日公表、同21日一部改訂)【別添：資料4】も参考にしつつ、施設の規模や実情に応じて行ってください。

【本件問合せ】

- ・ 感染症全般に関すること 岡山県教育庁保健体育課 健康・安全教育班
TEL : 086-226-7591
- ・ 運動部活動に関すること 学校体育班
TEL : 086-226-7592
- ・ 文化部活動に関すること 岡山県教育庁生涯学習課 企画推進班
TEL : 086-226-7596



保 学 第 2 9 号
令和2年6月15日

県立学校長 殿

岡山県教育庁保健体育課長
岡山県教育庁生涯学習課長
(公 印 省 略)

県立学校における部活動の対外試合等の再開について（通知）

県立学校における部活動の再開については、令和2年5月22日付け、保学第22号「6月からの県立学校における部活動の再開について」で通知していますが、6月22日以降の対外試合等について、次のとおり通知しますので、適切に対応願います。

また、これから暑くなる時期を迎えるに当たり、熱中症事故の防止にも一層留意いただき、その対応についても正確かつ迅速に行うようよろしくお願いします。

なお、今後、状況に変化があった場合は、対応等の変更や追加があることを申し添えます。

記

- 1 6月22日（月）以降は、各競技等の特性を踏まえた感染症対策を徹底した上で、対外試合や合宿等の実施、大会や演奏会等への参加を可能とする。
なお、大会や演奏会等への参加に当たっては、主催者が策定したガイドラインや中央競技団体等が示すガイドライン等の遵守を徹底すること。
- 2 県外との交流については、随時開催される「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」で示される県外への移動に関する方針（※）に基づき対応すること。

（※）令和2年5月28日に示された方針

「岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る協力のお願い」（抜粋）

1 外出等に関する県民への協力のお願い（令和2年6月1日から6月18日までの間）

（1）不要不急の帰省や旅行など、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動は、できるだけ控えるようお願いします。

また、京都府、大阪府、兵庫県への移動は、宣言解除から3週間後（6月11日）までは、できるだけ慎重にお願いします。

このほかの県外への移動は、移動先の流行状況や各県が出す情報などを確認して行うようお願いします。

【本件問合せ先】

（運動部活動に関すること）

岡山県教育庁保健体育課 学校体育班

電話：(086) 226-7592

（文化部活動に関すること）

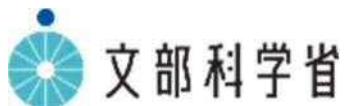
岡山県教育庁生涯学習課 企画推進班

電話：(086) 226-7596



学校における新型コロナウイルス感染症
に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～

(2020.8.6 Ver.3)



児童生徒等同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられます。個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施してください。

2. 部活動

地域の感染状況に応じて以下の通り取り組みます。

【レベル3 地域】

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動します。密集する運動や近距離で組み合ったり接觸したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにします。

【レベル2 地域】

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。密集する運動や近距離で組み合ったり接觸したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要です。

なお、相当の期間において感染者が確認されていない地域にあっては、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動に移行することが考えられます。他方、直近の一週間において感染者が確認されている地域にあっては、より慎重な検討が必要です。

【レベル1 地域】

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行います。

(全体を通じての留意事項)

- ・ 運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるとではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・ 活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。特に分散登校を実施する学校では、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の

趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とすること。

- ・ 活動場所については、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、**手洗い**、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ・ 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
- ・ 運動部活動の実施に当たっては、体育の授業における留意事項（P37）を踏まえること。
- ・ 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。

以上のか、文部科学省作成のQ & A¹⁹で示している内容に留意すること。

3. 給食

学校給食は、児童生徒の健やかな育ちを支える重要な機能である一方、感染のリスクが高い活動もあります。レベル3の地域にあっても、臨時休業期間中に工夫を凝らして取り組んでいる地方自治体の例²⁰などを参考に、学校給食施設や、栄養教諭、調理員等の人的資源を最大限活用することなどにより、いかに児童生徒の適切な栄養摂取や食生活を支援できるかということについて、感染リスクにも配慮しつつ積極的に検討することが望まれます。

学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底してください。給食の配食を行う児

¹⁹ https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00025.html

²⁰ 別添資料5「臨時休業に伴い学校に登校できない児童生徒の食に関する指導等について」（令和2年5月13日事務連絡）



事務連絡
令和2年5月21日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・指導事務主管課・学校保健担当課

各都道府県私立学校主管部課

各文部科学大臣所轄学校法人担当課

附属学校を置く各國公立大学法人附属学校事務主管課

御中

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

厚生労働省医政局医療経営支援課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校

及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送

付について（5月21日時点）

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施については、「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」（令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知）及び「II. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の変更について（令和2年4月17日付け文部科学事務次官通知）等により隨時その留意事項等について示してきました*。

これらに関しては、更に「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（5月13日時点）」（令和2年5月13日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡別紙）を示していましたが、今般、別紙のとおり更新しましたので参考としてください。

都道府県・指定都市教育委員会におかれでは所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれでは所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれではその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれではその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省担当課におかれでは所管の高等課程を置く専修学校に対して周知くださいますようお願いします。

※これまで文部科学省より示してきたガイドライン等につきましては以下の文部科学省ホームページを御覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00015.html

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係

TEL : 03-5253-4111 (内線4678)

- 学校行事は、子供たちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えてたりするものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討することが重要となります。
- その上で、実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮することが考えられます。

(各学校行事における工夫の例)

※例であり各学校の実態に応じ適切に判断することが重要となります。

- ◆ 儀式的行事（着任式・離任式、新入生との対面式など）
 - ・ 離任者や上級生などのメッセージについて、校内放送（音声や映像など）を活用したり、学校だよりに掲載したりするなど
- ◆ 文化的行事（学習発表会、音楽会、クラブ発表会、文化祭など）
 - ・ 小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとする
 - ・ 学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流すなど
- ◆ 健康安全・体育的行事（健康診断、避難訓練、運動会など）
 - ・ 健康診断について、例えば、保健室への入退室等について小グループごとにするなど、待ち時間が多くならないよう十分配慮する
 - ・ 避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにするなど

※運動会については、前問をご確認ください。

- ◆ 遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事（次官通知別添1のⅠの3に示すところに加えて）
 - ・ バス等による移動に際して、車内の換気に十分留意し、マスクを着用し、余裕をもって座れるようにするなど
- ◆ 勤労生産・奉仕的行事（校内美化活動や地域清掃など）活動
 - ・ 大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選する
 - ・ 校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施するなど

担当：初等中等教育局教育課程課（内2903）

【部活動に関するこ】

問50 部活動の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。

- 部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、3月24日の通知で示した事項※を着実に実施するとともに、以下の事項について、生徒だけに任せるとではなく、教師や部活動指導員等においても着実な取組を行うことが必要と考えます。
 - ・ 一斉臨時休業及び春季休業期間において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意すること。
 - ・ 生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をすること。
 - ・ 部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不要に使い回しをしないこと。
 - ・ 体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
 - ・ 活動時間や休養日については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に準拠すること。その際、感染の拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組むこと。
- なお、感染拡大防止等の観点から、臨時休業を行う学校においては、従前通り、部活動は自粛すべきものと考えます。

※「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開等について」（令和2年3月24日文部科学事務次官通知）抜粋
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index_00007.html

4. 部活動に関するこ

部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫すること。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるとではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。

生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内3777）

文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室（内2832）

問51 部活動の地方大会や対外試合、合宿等について。

- 全国的なスポーツ・文化イベントについては、文部科学省としては、専門家会議の見解を踏まえ、3月20日及び5月4日の事務連絡において各種イベントの取扱いを示したところです。この趣旨を踏まえ、都道府県及び市町村の教育委員会においては、感染の拡大防止の観点から、部活動の地方大会の概要（競技種目、開催日程、開催場所、参加校数や人数など）を把握するとともに、地域の感染状況等を踏まえ、大会規模に応じ大会の主催者に対して、感染リスクへの対応が整わない場合は、引き続き慎重な対応が求められることを周知徹底するようお願いします。
- 学校においては、地域の感染状況等を考慮した上で、各部活動の意義や目的に照らし、各種大会への参加の必要性を判断するようお願いします。仮に、大会に参加する場合は、学校として責任を持って、会場への移動時や宿泊時、会場での更衣室や会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め、生徒、教師等の感染防止対策を講じることが必要と考えます。
また、対外試合や校外での合宿等についても、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみでこれらの実施を決定するのではなく、学校として責任を持って実施の必要性を判断するとともに、仮に実施する場合は、大会参加と同様に感染防止対策を講じることが必要と考えます。

(参考)

- ・各種スポーツイベントの開催に関する考え方について（令和2年3月20日時点）
https://www.mext.go.jp/content/20200320-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf
- ・各種文化イベントの開催に関する考え方について（令和2年3月20日時点）
https://www.mext.go.jp/content/20200320-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- ・5月4日に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の延長等について（令和2年5月4日時点）
https://www.mext.go.jp/content/20200507-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内3777）

文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室（内2832）

問52 今年の夏のインターハイや全国中学校体育大会の中止に伴う代替案としての地方大会の開催に向けた検討について。

- 先般、今年の夏のインターハイや全中大会については、主催者において、全国的な感染状況等を踏まえ、生徒の安全・安心を第一に考慮して、中止の決定がなされたところです。部活動に参加する生徒の大きな目標の一つである夏の全国大会が春の全国大会に

続き中止となったことは、部活動に参加する生徒にとっては極めて残念なことであり、大会関係者にとっては苦渋の決断であったと考えます。

- 特に、熱心に部活動に取り組んできた最終学年の生徒にとっては、これまでの活動の集大成の場が失われてしまうこととなるため、生徒の意向や心情を踏まえ、中止となつた全国大会に代わり3年生が出場できる何らかの地方大会（都道府県単位などの大会）の実現に向けて、スポーツ庁として、どのような支援を実施できるか検討を進めたいと考えております。
- このような考え方の下、4月30日付で、スポーツ庁から「部活動における今夏の全国大会の中止に伴う各地域での代替案の検討について（依頼）」通知を発出したところです。今後、各地域の感染状況の推移を十分に見極めつつ、部活動を含む学校教育活動が安全に実施できるような状況となることが前提ですが、各地域での地方大会の実現に向けて、後日、各都道府県の教育委員会を通じて、関係団体のお考えや要望などをお伺いする予定ですので、ご理解とご協力をお願いします。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内3777）

問53 部活動の再開と部活動改革の推進について。

- 部活動に関する業務は、従来から、教師の長時間勤務の主な要因の一つであるとの意見があることや、感染拡大防止の観点から、従来よりもきめ細かい部活動の管理が教師に求められることを十分に考慮し、学校の管理職においては、ガイドラインに準拠した活動時間や週休日を設定したり、部活動に係る校務分掌において教師の業務量や意向を踏まえた配慮を行うなど、部活動が教師に過度な負担とならないよう十分な配慮をお願いします。
- また、学校の設置者においても、部活動における感染防止対策を講じるとともに、学校の働き方改革も十分に考慮して、部活動指導員の配置、合同部活動の推進、部活動の段階的な地域移行、地方大会の見直しなど、教師の負担軽減に資する部活動改革を積極的に実施していただくようお願いします。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内3777）

文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室（内2832）

【学校給食に関するこ】

問54 給食当番など配食を行う児童生徒等にマスクは必要か。

宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
日本旅館協会
全日本シティホテル連盟

2020年5月14日
(2020年5月21日一部改訂)

1 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの当面の対策をとりまとめたところである。

また、本ガイドラインは、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、各宿泊施設においては、施設の規模や業態等を勘案し、各施設の実情に合わせた対策を講じることとする。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、宿泊客の要望、事業者側の受入環境等を踏まえて、必要な見直しを行っていく。

2 具体的な対策の検討にあたっての考え方

同専門家会議の提言にしたがって、対策の検討にあたっては、以下の点に留意した。

- ・新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれについて、従業員や宿泊客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討
- ・接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（パブリックエリアの家具類、フロントデスク、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、テレビや空調機等のリモコン、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機など）には特に注意
- ・飛沫感染のリスク評価としては、換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度保てるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価

3 具体的な感染防止対策

(1) 留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

① 留意すべき基本原則

- ・従業員と宿泊客及び宿泊客同士の接触をできるだけ避け、対人距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保する
- ・感染防止のための宿泊客の整理（チェックイン・アウト時に密にならないように対応。）

- ・ロビー、大浴場、食事処・レストラン等、多くの宿泊客が同時に利用する場所での感染防止
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・マスクの着用（従業員及び宿泊者・入館者に対する周知）
- ・施設及び客室の換気
- ・施設内の定期的な消毒
- ・宿泊客への定期的な手洗い・消毒の要請
- ・従業員の毎日の体温測定、健康チェック

②各エリア・場面の共通事項

- ・他人と共に用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄及び消毒する又は使い捨てにするなど特段の対応を図る
- ・人と人が対面する場所は、距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止する
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する
- ・手洗いや手指消毒の徹底を図る
- ・宿泊客や従業員がいつでも使えるようにアルコール液を施設内（客室、風呂、共用トイレ等）に設置
- ・宿泊客、従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を取る
- ・自社バスでの送迎の場合は、密集しないよう人数を制限して運行する

(2) 各エリアごとの留意点

①入館時（ロビー等）

- ・新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼びかける。宿泊客から申し出があった場合は、同意を得た上で、速やかに保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡し、その指示に従う
- ・なお、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、宿泊客等の名簿を適正に管理する
- ・入口及びロビー内に手指の消毒設備（アルコール等）を設置する
- ・入館の際に手指の消毒を依頼する

②送迎時

- ・送迎車の運転席と後部座席の間にはビニールシート等で仕切りを設置

③チェックイン

（チェックイン待ち）

- ・間隔を空けた待ち位置の表示など、宿泊客同士の距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を保つ
- ・客室でのチェックイン手続きに変更 等

(チェックイン手続き)

- ・フロントデスクは宿泊客との距離を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・モバイルによるプリチェックインの導入 等

(宿泊カードの記入)

- ・宿泊カードのオンライン化
- ・フロントデスク、筆記具等の頻繁な清拭消毒 等

(館内・客室案内)

- ・従業員による説明ではなく、文書の配布や動画の紹介等を導入

(ルームキー、キーカードの受渡し)

- ・生体認証やモバイル端末によるキーレスシステムの導入
- ・返却されたルームキー・キーカードの消毒徹底 等

(団体旅行や修学旅行の受け入れ時の対応)

- ・チェックイン時は代表者がまとめてチェックインを行い、ツアー参加者は一つの場所に固まらず、分散して待機を行うよう要請

④エレベーター

(ボタンの操作)

- ・エレベーター内や押しボタンの頻繁な清拭消毒

(他の宿泊客との同乗)

- ・重量センサーの調整（少ない人数でブザーが鳴る）
- ・エレベーター内が過密状態にならないよう乗車人数を制限 等

⑤客室

(部屋のドアの開閉)

- ・ドアノブの清拭消毒

(部屋の設備（※）への接触)

- ・客室清掃時に、消毒剤（洗浄剤・漂白剤等）を使って表面を清拭
※テレビ・空調のリモコン、金庫、部屋の照明スイッチ、スタンド、座卓、押し入れ、冷蔵庫、電話機、トイレ、水栓等

(部屋の備品（※）への接触)

- ・コップ、急須、湯飲み等は消毒済みのものと交換。使用済アメニティは廃棄、館内用スリッパは使い捨てに変える又は消毒を徹底 等
※ドライヤー、椅子、座布団、スリッパ等

(換気)

- ・空調機を外気導入に設定
- ・一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請 等

(家族等普段生活している人以外との相部屋)

- ・同居者以外との相部屋の場合は、相手の同意を得ることに留意
また、団体旅行や修学旅行の場合、ツアー出発前に事前に参加者への確認を行うことを要請

⑥大浴場

- ・入場人数の制限

(更衣室)

- ・ドアノブ、セキュリティロック等の清拭消毒
- ・定期的なロッカーの清拭消毒
- ・浴場での貸しタオル中止、客室から清潔なタオルの持参を要請 等

(浴室内)

- ・備品等の清拭消毒
- ・浴室内の換気強化
- ・浴室、浴槽内における対人距離の確保の要請
- ・浴室、浴槽内における会話を控えることを要請 等

(化粧台)

- ・ドライヤー等備品の清拭消毒、化粧品・ブラシ等は持参を要請 等

(休憩室)

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で会話をしないようにする
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する
- ・使用後の備品（ソファー、マッサージ機器、体重計等）の清拭消毒の協力要請
- ・水や飲料サービス機器のボタン等の定期的な清拭消毒 等

⑦食事関係

※食事処、レストラン等の接待を伴わない飲食店として都道府県の施設使用制限に従うが、その徹底した感染防止対策としては以下のことに留意するものとする。

- ・なお、接待のある宴会や会食、カラオケは、都道府県の施設使用制限に従い、実施する場合は、十分な距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を取ること等に留意

i) 宴会場

(宴会・会食)

- ・参加人数、滞在時間の制限、席の間隔に留意
- ・従業員のマスク（適宜フェイスシールド）着用
- ・宿泊客に食事開始までマスク着用を要請
- ・発熱、咳、かぜ症状のある人は入場遠慮を要請
- ・入場時、手洗いまたは手指消毒の徹底
- ・座布団、座椅子、脇息、お膳等は開始前、宴会終了後の消毒徹底
- ・横並び着席の推奨（座席レイアウトの変更）

- ・宴会場の換気強化
- ・お酌や盃の回し飲みは控えるよう要請
- ・従業員と宿泊客の接触を極力減らす（従業員からの料理説明を料理説明メモに変更等）
- ・鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに極力変更、従業員が取り分け 等

（従業員の料理提供）

- ・盛り付け担当者の衛生管理徹底
- ・従業員の衛生管理徹底
- ・下膳と同時に料理提供をしない 等

（食べ終わった食器類の下膳）

- ・下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底

ii) 食事処

（食事）

- ・宿泊客に食事開始までマスク着用を要請
- ・従業員のマスク（適宜フェイスシールド）着用
- ・発熱、咳、かぜ症状のある人は入場遠慮を要請
- ・入場時、手洗い又は手指消毒の徹底
- ・利用の都度、備品等を清拭消毒
- ・横並び着席の推奨、テーブルの間隔を広げる（座席レイアウトの変更）
- ・参加人数、滞在時間の制限
- ・会場の換気強化
- ・お酌や盃の回し飲みは控えるよう要請
- ・従業員と宿泊客の接触を極力減らす（従業員からの料理説明を料理説明メモに変更等）
- ・鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに極力変更、従業員が取り分け 等

（従業員の料理提供）

- ・盛り付け担当者の衛生管理徹底
- ・従業員の衛生管理徹底
- ・下膳と同時に料理提供をしない 等

（食べ終わった食器類の下膳）

- ・下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底
- ・グループ毎に食事後のテーブル等を消毒

iii) 部屋食

（調理場→パントリー→客室への料理の運搬）

- ・運搬用機器の手に触れる部分の清拭消毒

（客室内での料理の提供）

- ・横並び着席の推奨
- ・客室入室後、手指消毒をしてから料理を並べる
- ・できるだけ一度に料理を提供し、従業員の客室への入室回数を少なくする

- ・従業員のマスク（適宜フェイスシールド）着用
- ・従業員と宿泊客の接触を極力減らす（従業員からの料理説明を料理説明メモに変更等）
- ・鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに変更、従業員が取り分け

（食べ終わった食器類の下膳）

- ・下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底

（客室内で冷蔵庫から出した飲料を飲む）

- ・客室内コップの交換、冷蔵庫内飲料提供の中止、又は消毒を徹底した上での配置

iv) ビュッフェ

- ・ビュッフェ方式をセットメニューでの提供に代えることを検討
- ・ビュッフェ方式で食事を提供する場合には、料理を小皿に盛って提供する、スタッフが料理を取り分ける、宿泊客ひとりひとりに取り分け用のトングやお箸を渡し、使い終わったトングは回収・消毒してトング類を共用しないようにする等を徹底

（会場入り口での受付・案内）

- ・宿泊客に食事開始までマスク着用を要請
- ・従業員のマスク（適宜フェイスシールド）着用
- ・発熱、咳、かぜ症状のある人は入場遠慮を要請
- ・入場時、手洗い又は手指消毒の徹底
- ・従業員と宿泊客の接触を極力減らす

（食事）

- ・横並び着席の推奨（座席レイアウトの変更）
- ・入場人数、滞在時間の制限、席の間隔に留意
- ・使用したトレイを清拭消毒してから次の宿泊客に提供
- ・自席で食事中以外（宿泊客のテーブル間の通行や移動等）のマスク着用を要請

（従業員がビュッフェテーブルの料理を補充・入れ替え）

- ・料理提供担当者の手指消毒の徹底

（ドリンクサーバーでの飲み物提供）

- ・ボタンやピッチャーの持ち手の清拭消毒、スタッフが手袋を着用の上注ぐ

（食べ終わった食器類の下膳）

- ・下膳担当者は、手指消毒をしてから清潔な食器や料理の補充・提供
- ・グループ毎に食事後のテーブル等を消毒

⑧チェックアウト

（チェックアウト時の待ち列）

- ・カード決済による非対面チェックアウト手続き

(ルームキーの返却)

- ・フロントスタッフの手指消毒、返却後のキーの消毒

(宿泊料金の支払い)

- ・フロントデスク上にアクリル板等を設置する、カード決済による非対面チェックアウト手続き

⑨清掃等の作業

(従業員が客室の布団上げ)

- ・マスクを着用し、使用後のリネン類は、回収後に人が触れないように密閉保管

(客室清掃)

- ・清掃時のマスク・使い捨て手袋の着用
- ・使用した浴衣、室内スリッパ等はすべて洗濯・消毒済みのものと交換
- ・使用済みタオルは、回収後に人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒
- ・ゴミはビニール袋で密閉して処理

(浴場清掃)

- ・浴室内の設備・備品を清拭消毒
- ・清掃時に換気し、完全に空気を入れ替える
- ・脱衣室内の設備・備品を清拭消毒、ロッカー内部も清拭消毒
- ・使用済みタオルは密閉保管し、洗濯・消毒
- ・浴槽水等の消毒の徹底

(館内清掃)

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要であり、ドアノブやエレベーターのボタン、階段の手すり、フロントデスク、ロビー内の家具、共用パソコンなどは、定期的にアルコール液で拭く
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い
- ・自動販売機は自販機ボタン、取り出し口の頻繁な清拭消毒
- ・宿泊客用スリッパ等は使用後の清拭消毒、又は使い捨てに変更

⑩トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・便器内は、通常の清掃で良い
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する
- ・常時換気をオンにしておくなど換気に留意

⑪従業員等の休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・使用する者はマスク着用
- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する

- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする

(3) 宿泊客の感染疑いの際の対応

- ・万一、発熱や呼吸困難、けん怠感など、感染の疑われる宿泊客がいる場合、客室内で待機し、マスク着用をお願いし、外に出ないようにお願いする（同行者も同様）
- ・事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を決めておく
- ・食事も客室にお届けし他の宿泊客との接触を避ける。その宿泊客と対応するスタッフも限定する。対応時にはマスクを着用する
- ・保健所の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、感染の疑いのある宿泊客の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従う
- ・当日の宿泊者名簿を確認し、保健所への提出に備える
- ・館内の他の宿泊客への情報提供は、保健所の指示に従う

保健第162号
令和2年8月11日

市町村（組合）教育委員会教育長 殿
(岡山市を除く。)

岡山県教育庁保健体育課長
岡山県教育庁生涯学習課長
(公印省略)

部活動等における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃から、新型コロナウイルス感染症対策については、適切に対応いただき感謝申し上げます。

このことについて、別添写しのとおり、県立学校長あてに通知しましたので、情報提供します。

【本件問合せ】

- ・感染症全般に関すること 岡山県教育庁保健体育課 健康・安全教育班
TEL : 086-226-7591
- ・運動部活動に関する事 学校体育班
TEL : 086-226-7592
- ・文化部活動に関する事 岡山県教育庁生涯学習課 企画推進班
TEL : 086-226-7596